解散公告（第三回）

当社は平成十六年五月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成十六年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十六年六月二日

徳島市西新浜町一丁目六番三三号

有限会社丸修

清算人　西野　章一

限定承認公告

本籍福島県郡山市大槻町字太田七四番地、最後の住所福島県郡山市大槻町室ノ木前九八番地

被相続人　亡　安田健一郎

右被相続人は平成十六年二月九日死亡し、その相続人は平成十六年五月二十一日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成十六年六月二日

福島県郡山市大槻町室ノ木前九八番地

相続財産管理人　安田　健

限定承認公告

本籍北海道樺戸郡新十津川町字中央三三番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字大久野一〇六五番地二

被相続人　亡　新宅　祐征

右被相続人は平成十六年一月二十日死亡し、その相続人は平成十六年五月二十一日東京家庭裁判所八王子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成十六年六月二日

東京都西多摩郡日の出町大字大久野一〇六五番地二

相続財産管理人　新宅扶美子

東京都渋谷区代々木一丁目四二番四号代々木総合法律事務所

右代理人弁護士　新宅　正雄

証券業務の廃止に関する公告

コメルツ銀行東京支店は、平成十六年七月十五日をもって、証券業務を廃止することにいたしましたので、証券取引法第六十五条の二第五項において準用する、同法第五十五条第三項の規定により公告いたします。

平成十六年六月二日

東京都千代田区丸ノ内一丁目二番一号東京海上ビル新館

コメルツ銀行東京支店

支店長　弥富　紀夫

新株予約権割当日公告

当社は平成十六年五月十九日開催の取締役会の決議により、きたる平成十六年六月十八日に発行する新株予約権の引受権を、平成十六年六月十七日午後三時現在の株主名簿に記載ある株主に与えることとしましたので公告します。

平成十六年六月二日

東京都千代田区内神田二丁目四番四号

株式会社I'mPACT　World

代表取締役　林　佑二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中川博人が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成十六年六月二日

アメリカ合衆国カリフォルニア州九五〇五四サンタクララ市グレート・アメリカ・パークウェイ四五〇〇

東京都千代田区神田富山町九番地千代田第三手塚ビル四階

ネットギア・インターナショナル・インク

日本における代表者　中川　博人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の、全ての日本における代表者である内山隆太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成十六年六月二日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

エイチエル・アセット・ファンディング・コーポレーション

日本における代表者　内山隆太郎

債権申出の催告（第一回）

当社は、保険契約の包括移転に伴い平成十六年四月一日付で保険業法第百八十五条第一項の免許の効力を失ったので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十六年六月二日

東京都千代田区神田富山町一〇番二号

キュー・ビー・イー・インシュアランス（インターナショナル）リミテッド日本支店

清算人　秋元　靖夫

訂正公告

平成十六年五月二十一日（号外第一〇五号）掲載の葵商事に係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、「小畠栄吉」とあるは「小畠米吉」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

平成十六年五月二十五日（号外第一〇七号）掲載の破産管財人大谷豊に係る配当公告中、一、配当に加えるべき債権の総額並びに一、配当することのできる金額「優先債権　金三九〇、〇〇〇円」とあるは「優先債権　金三、九〇〇、〇〇〇円」の誤りにつき訂正します。

正誤

平成十六年四月十二日目次欄中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一	二	二〇～二一	変更し、若しくは廃止する件	変更する件

平成十六年三月二十九日（号外第六十六号）公布総務省令第五十七号（電波法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九	上	終りから一六	地球局	地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）
〃	〃	〃　六	（同上）	（同上）
〃	下	九	帯局、携帯移動	帯局、航空機地球局（三の項に掲げる航空機地球局を除く。）、携帯移動

同日（同号外）公布総務省令第六十一号（登録点検事業者等規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一	上	七	事業者規則（平成	事業者等規則（平成
〃	〃	終りから五	「及び保存の確認」	「及び保存」

平成十六年一月二十九日（号外第十六号）公布国土交通省令第一号（通訳案内業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一三	下	終りから一〇	同項第三号	同条第二項第三号

一九ページ上段様式第二十五号の三（表面）中「20.40ミリメートル」を「24.00ミリメートル」に改める。

平成十六年三月二十三日（号外第五十九号）公布国土交通省令第二十一号（東京地下鉄株式会社法施行規則）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三	上	一〇	第四条中	附則第四条中

平成十六年四月一日（号外第六十九号）公布国土交通省令第四十二号（海難審判庁組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一八	一	終りから一二	第一条	第五条

平成十六年四月一日国土交通省告示第四百九号（建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

八ページ上段終りから三行目「「投資その他の資産」に、」の下に「「当期純利益」を「当期純利益」に、」を加える。

ページ	段	行	誤	正
八	下	終りから三	社債発行費償却	社債発行差金償却
〃	〃	〃	社債発行差金償却	社債発行費償却
〃	〃	二	有価証券の評価	有価証券の評価損
〃	〃	〃	損他の	他の

平成十六年四月五日国土交通省告示第四百五十二号（船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四	二	一三	第十号	第八号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二日付第一一五号一六府調達第九九号八ページ●同日付第一一六号一二八ページ●同日付政府資料版第二三六八号二四ページ

◉付録　八ページ●同日付参会第二一号三二ページ　五月十四日付参会第二一号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）